

平成21年度 現職教育研修講座 実施要項

- 1 講座番号 1221 小学校 若い教員のための観察・実験指導基礎講座  
及び名称 - 科学的な見方や考え方を養うための観察・実験をめざして -
- 2 概要 児童が知的好奇心や探究心をもって、自然に親しみ、目的意識をもった観察・実験を行うことにより、科学的な見方や考え方を養うことが大切です。  
この講座では、若い教員が充実した理科の観察・実験の指導を行えるよう、基本的な薬品や器具・用具の安全に配慮した取扱い、基礎的な化学実験や顕微鏡観察の指導法等について実習をとおして研修します。
- 3 ねらい (1) 科学的な見方や考え方を養うための観察・実験の進め方が理解できます。  
(2) 基本的な薬品や実験器具の安全な取扱い方法が習得できます。  
(3) 基本的な化学実験や顕微鏡観察の指導方法が習得できます。
- 4 対象 小学校及び特別支援学校(小学部)の教員  
原則として教職経験5年未満の者
- 5 期日・場所・人数

会場	期日	場所	人数
伊丹会場	平成21年11月13日(金)	伊丹市立総合教育センター 〒664-0898 伊丹市千僧1-1 TEL 072-780-2480	20名
明石会場	平成21年8月27日(木)	明石市立中崎小学校 〒673-0883 明石市中崎1-4-1 TEL 078-918-5455	21名
県立教育研修所 A日程	平成21年10月29日(木)	県立教育研修所 〒673-1421 加東市山国2006-107 TEL 0795-42-3100(代表)	20名(募集予定数)
県立教育研修所 B日程	平成22年1月26日(火)		33名
県立教育研修所 C日程	平成22年1月29日(金)		20名(募集予定数)
姫路会場	平成21年11月25日(水)	姫路市立教育研究所 〒670-0012 姫路市本町68-52 TEL 079-289-0167	28名

(注) 申し込んだ期日・会場で受講してください。

- 6 内容 別紙日程表のとおり
- 7 その他 (1) この要項に定めるものの外は、すでに各校に配布している「受講者募集のしおり」を参照してください。なお、気象警報(大雨、洪水、大雪、暴風等)が研修会場所在地又は在勤地に発令されている場合の受講については、所属長の指示に従ってください。詳細については「受講者募集のしおり」(91ページ)あるいは、当所のホームページをご覧ください。  
<http://www.hyogo-c.ed.jp/kenshusho/>
- (2) 連絡先 県立教育研修所  
〒673-1421 加東市山国2006-107  
TEL 0795-42-3102(ダイヤルイン 義務教育研修課)  
FAX 0795-42-5393
- (3) 携行品・提出物等  
ア 印鑑、筆記用具  
イ 旅行命令通知書  
(県立教育研修所のホームページからダウンロードしてください。)  
(市町組合立小・中・特別支援学校の県費負担教職員のみ。ただし、初任者研修及び10年経験者研修の校外研修として受講する場合は不要)  
ウ 実習に適した服装を用意してください。  
エ 明石会場については、上履きを各自で用意してください。
- (4) 食事について  
ア 明石会場、伊丹会場、姫路会場の食事については、各自で用意してください。  
イ 県立教育研修所での食費は当日受付で徴収します。昼食代 650円  
特別な事情(食餌療法等)で、食事に配慮が必要な場合は、前々日までに講座担当課まで申し出てください。
- (5) 県立教育研修所では省資源、省エネルギーを推進しています。気温の変化が大きい時期には、調整ができる服装で参加してください。

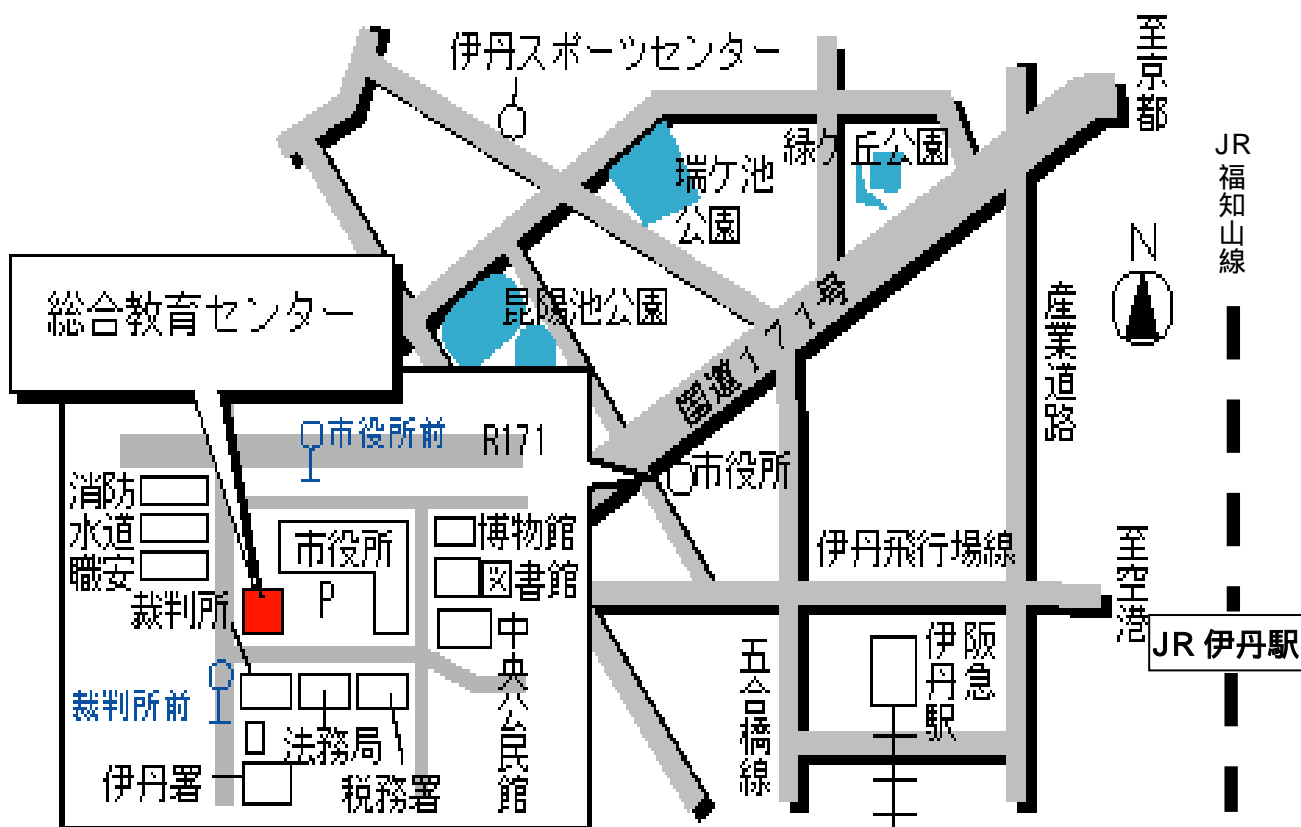
平成21年度 1221-3 小学校 若い教員のための観察・実験指導基礎講座 日程表

会場（伊丹市立総合教育センター）

月日	時間	研修内容	講師・助言者等	室
11 月 13 日 (金)	9:15	受付		理 科 室
	9:35			
	9:40	開講式 オリエンテーション	県立教育研修所指導主事	
	9:55			
	10:00	実習 安全に配慮した化学実験 ・基本的な薬品の取扱いや試薬の調製 ・基本的な実験器具の取扱いや実験装置の組立て ・事故防止、薬品の管理 等	小・中学校教員 県教委義務教育課 「理科おもしろ推進事業」 コーディネーター 理科教育推進研修員 県立教育研修所 指導主事 理科教育推進研修員	
	12:30			
	13:30	実習 顕微鏡を使った観察 ・顕微鏡の使い方と保管 ・観察材料の準備と工夫 ・顕微鏡観察の指導方法		
	15:20			
	15:30	講義 科学的な見方や考え方を養う観察・実験の進め方	県立教育研修所指導主事	
	16:00			
16:00	閉講式	県立教育研修所指導主事		
16:20				

(注) 駐車場はありませんので、公共交通機関等を御利用ください。

会場周辺図



1 交通機関

【市バス】

JR 伊丹駅及び阪急伊丹駅から、2 番のりば「昆陽里行き」か「山田行き」で「市役所前」下車。または、4 番のりばから「西野武庫川センター前行き」で「裁判所前」下車。

2 ホームページ URL

【<http://www.itami.ed.jp/>】

詳しい地図の URL は、【<http://www.city.itami.lg.jp/map.html>】

3 その他

- ・会場の駐車場は使用できませんので、公共交通機関等を御利用ください。
- ・昼食は各自で用意してください。

# <<記入例>>

(市町組合立小・中・特別支援学校用)

講座番号 6431 受講番号

- 1 旅費支給手続上、必ず『講座の1週間前まで』に、旅行命令通知書を、教育研修所にFAXし、原本は当日持参してください。(FAX 0795-42-5393)
- 2 初任者研修及び10年経験者研修の校外研修に位置づける場合は、教育事務所の指示に従ってください。教育研修所への提出は不要です。  
なお、提出後に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。
- 3 県立学校・市立高等学校の教職員については、旅行命令通知書の提出は不要です。

## 旅行命令通知書

平成21年 6月 日

県立教育研修所長 様

学校名 三木市立 小学校

校長名 勉学 太郎

職  
印

下記のとおり旅行命令したことを通知します。

記

氏 名

研修 花子

自宅住所

(フリガナ) ケンシユウ ハナコ  
〒 651-2213 神戸市西区押部谷町 -

職務の級

中・小教育職、高校教育職、行政職 2 級

旅行命令期間

平成21年 7月7日 から平成21年 7月8日 まで 2 日間

用 務

小・中学校 教育経営 講座 受講

旅行命令簿抜粋

在勤庁 ( 三木市A ) ・ 自宅 ( 神戸市西区 )	
調整対象区間 ( 神鉄 押部谷~三木 )	
用 務 先	備 考
在勤庁 ・ 自宅	神鉄 押部谷駅~三木駅~教育研修所
県立教育研修所	旅費の調整基準適用
	在勤地内( )
在勤庁 ・ 自宅	私用自動車使用 私人用自動車同乗

旅行命令簿の内容を  
転記してください。

用務先の在勤庁・自宅は非該当を二重線で消してください。

備考欄は、該当する項目に を記入し、その他必要事項があれば適宜記入してください。

直行・直帰等の考え方については、「教育委員会事務局等職員及び学校職員の旅費の調整基準の改正について(通知)」(平成20年3月26日付け教総1767号、教教3560号)によってください。

## 旅 費 振 込 先

本人口座名義  
(カタカナで記入)

ケン シ ュ ウ ハ ナ コ

金融機関名  
(金融機関コード)

銀行 信用金庫・信用組合 本店・支店  
( 1234 ) JA・その他( ) ( 567 ) 支所・出張所

預 金 種 別

普通・その他( ) 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

- (注) 1 ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関用の口座番号を記入してください。  
2 口座名義・金融機関名・支店名・預金種別・口座番号は通帳等で確認してください。  
3 該当するところに をつけてください。  
4 金融機関コードがわからない場合は、空欄で結構です。

## ＜＜記 入 例＞＞

### 旅行命令簿の記入例

(ケース1)  
自宅から私用自動車の場合  
かつ、研修会場が  
研修所以外の場合  
【地区別研修等】

用 務 先	備 考
<del>在勤庁</del> ・ 自宅	<b>自宅～県立考古博物館</b>
<b>県立考古博物館</b>	
<del>在勤庁</del> ・ 自宅	私用自動車使用         私用自動車同乗

(ケース2)  
私用自動車の場合  
で、在勤庁に戻る  
場合  
【直行のみ】

用 務 先	備 考
<del>在勤庁</del> ・ 自宅	<b>自宅～教育研修所～職場</b>
<b>県立教育研修所</b>	
在勤庁 ・ <del>自宅</del>	私用自動車使用         私用自動車同乗

(ケース3)  
特定の場所に集合  
し、乗り合わせて  
移動する場合

用 務 先	備 考
<del>在勤庁</del> ・ 自宅	<b>J R 相生駅～(通勤認定経路)～J R 姫路駅～ (私用自動車に同乗)～教育研修所(復路も同 じ)</b>
<b>県立教育研修所</b>	
<del>在勤庁</del> ・ 自宅	私用自動車使用         私用自動車同乗

(ケース4)  
公務都合により通  
所を認めた場合

用 務 先	備 考
在勤庁 ・ <del>自宅</del>	<b>三木市～教育研修所(日々帰庁)</b>
<b>県立教育研修所</b>	
在勤庁 ・ <del>自宅</del>	私用自動車使用         私用自動車同乗

※ 通所については事前に、講座担当者に申し出て、手続きを行ってください。

様式5 (市町組合立小・中・特別支援学校用)

講座番号	受講番号
------	------

- 1 旅費支給手続上、必ず『講座の1週間前まで』に、旅行命令通知書を、**教育研修所にFAX**し、原本は当日持参してください。(FAX 0795-42-5393)
- 2 初任者研修及び10年経験者研修の校外研修に位置づける場合は、教育事務所の指示に従ってください。教育研修所への提出は不要です。  
なお、提出後に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。
- 3 県立学校・市立高等学校の教職員については、旅行命令通知書の提出は不要です。

旅行命令通知書

平成 年 月 日

県立教育研修所長 様

学校名 \_\_\_\_\_  
校長名 \_\_\_\_\_

職 印
--------

下記のとおり旅行命令したことを通知します。  
記

氏 名 \_\_\_\_\_  
 自宅住所 (フリガナ) \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_  
 職務の級 中・小教育職、高校教育職、行政職 \_\_\_\_\_ 級  
 旅行命令期間 平成 年 月 日 から平成 年 月 日 まで 日間  
 用 務 \_\_\_\_\_ 講座 受講

旅行命令簿抜粋

旅行命令簿の内容を 転記してください。	在勤庁 ( ) ・自宅 ( )	
	調整対象区間 ( )	
	用 務 先	備 考
	在勤庁 ・ 自宅	旅費の調整基準適用 在勤地内 ( )
	在勤庁 ・ 自宅	私用自動車使用   私用自動車同乗

用務先の在勤庁・自宅は非該当を二重線で消してください。  
備考欄は、該当する項目に を記入し、その他必要事項があれば適宜記入してください。

直行・直帰等の考え方については、「教育委員会事務局等職員及び学校職員の旅費の調整基準の改正について(通知)」(平成20年3月26日付け教総1767号、教教3560号)によってください。

旅 費 振 込 先

本人口座名義 (カタカナで記入) \_\_\_\_\_  
 金融機関名 (金融機関コード) \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合 \_\_\_\_\_ 本店・支店  
 ( ) JA・その他 ( ) ( ) 支所・出張所  
 預 金 種 別 普通・その他 ( ) 口座番号 \_\_\_\_\_

- 1 ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関用の口座番号を記入してください。
- 2 口座名義・金融機関名・支店名・預金種別・口座番号は通帳等で確認してください。
- 3 該当するところに をつけてください。
- 4 金融機関コードがわからない場合は、空欄で結構です。